質問主意書提出

六月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一九八号）

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問主意書（熊谷大提出）（第一九九号）

質問主意書転送

六月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

特定健康診査等の実施率に関する質問主意書（横山信一提出）（第一九六号）

報告書提出

六月十五日委員長から次の報告書を提出した。

津波対策の推進に関する法律案（衆第一四号）審査報告書

条約送付及び通知

六月十五日国会において承認するコトを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

六月十五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

人事異動

内　閣

（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総括担当））内閣府事務官　小関　正彦

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房社会的包摂推進室参事官を命ずる

（総務省大臣官房政策評価広報課長）総務事務官　竹井　嗣人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房社会的包摂推進室参事官を免ずる（以上六月三日）

（特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室長）経済産業事務官　鎌田　篤

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室参事官を命ずる　植木　修康　加藤　恵祐

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室参事官に任命する（各通）（以上六月十日）

法　務　省

（東京地方検察庁検事）検事　煙山　明

新潟地方検察庁検事に配置換する（六月十五日）

財　務　省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修

財務総合政策研究所長振角秀行外国出張不在中同所長事務代理を命ずる

（会計センター次長）同　田中　茂雄

会計センター所長振角秀行外国出張不在中同所長事務代理を命ずる（以上六月十一日）

（福岡財務支局長）財務事務官　有働　忠明

兼ねて福岡財務支局証券取引等監視官事務取扱を命ずる

（福岡財務支局証券取引等監視官）同　松永　尚之

福岡財務支局局付を命ずる（以上六月十三日）

最高裁判所

○定年退官

判事植村立郎は六月十三日限り定年退官

官庁報告

国家試験

平成24年公認会計士試験の施行

平成24年公認会計士試験の施行について、公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第1条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月17日

公認会計士・監査審査会会長　友杉　芳正

平成24年公認会計士試験を次のとおり行う。

1．試験日時及び試験科目

イ．第Ⅰ回短答式試験

平成23年12月11日

企業法　10：30～11：30

管理会計論及び監査論　13：00～15：00

財務会計論　16：00～18：00

ロ．第Ⅱ回短答式試験

平成24年5月27日

企業法　10：30～11：30

管理会計論及び監査論　13：00～15：00

財務会計論　16：00～18：00

ハ．論文式試験

平成24年8月17日

監査論　10：30～12：30

租税法　14：30～16：30

平成24年8月18日

会計学　10：30～12：30

会計学　14：30～17：30

平成24年8月19日

企業法　10：30～12：30

選択科目（1科目）　14：30～16：30

（経営学、経済学、民法、統計学）

2．試験施行地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告する。

3．受験願書の提出　第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は、平成23年9月2日から同年9月16日までに、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は、平成24年2月10日から同年2月24日までに、希望する試験施行地を管轄する財務局等に提出すること。

なお、短答式試験全科目免除者及び旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者は、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書により出願すること。

提出方法は、書留又は簡易書留郵便によるものとし、第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は平成23年9月16日まで、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は平成24年2月24日までの消印があるものに限り受け付ける。

（管轄財務局等）

北海道　北海道財務局

宮城県　東北財務局

東京都　関東財務局

石川県　北陸財務局

愛知県　東海財務局

大阪府　近畿財務局

広島県　中国財務局

香川県　四国財務局

熊本県　九州財務局

福岡県　福岡財務支局

沖縄県　沖縄総合事務局

4．受験願書用紙等の請求　郵送による受験願書用紙等の請求は、必ず切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を添えて、財務局理財部理財課等あてに行うこと。

5．法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、第Ⅰ回短答式試験は、平成23年4月1日現在施行（適用）のもの、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は平成24年4月1日現在施行（適用）のものとする。

ただし、論文式試験の租税法については、平成24年1月1日現在施行のものとする。

6．合格発表

イ．第Ⅰ回短答式試験　平成24年1月16日（予定）

ロ．第Ⅱ回短答式試験　平成24年6月22日（予定）

ハ．論文式試験　平成24年11月12日（予定）

7．その他　天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、別途公告する。